

# 最近の二つのクロスオーバー特許紛争と属地主義



元大阪大学大学院講師  
西口 博之

## 目次

- I. はじめに
- II. ドワンゴ対FC2事件—国境を跨ぐインターネットビジネスと特許権の効力
  - 1. ドワンゴ対FC2最高裁判決
  - 2. ドワンゴ事件最高裁初判断と属地主義
  - 3. 本判決を含む外国特許権の保護に係わる紛争例と属地主義
- III. オプジーボ特許無効審判
  - 1. 本庶博士・小野薬品対米ダナ・ファーバー癌研究所（DFCI）の紛争
  - 2. 我が国特許庁による特許無効審決
- IV. 日米特許法を巡る衝突
  - 1. 発明者認定基準に関する日米乖離
  - 2. 我が国特許庁の審決と米国裁判所の内外矛盾判決
- V. おわりに

## I. はじめに

2025年3月末、最高裁がドワンゴ対FC2事件にネットワーク関連発明の国境を跨ぐ実施行行為に対して日本国の特許権の効力がおよぶことの初判断を示した。

これはオプジーボ事件に関しても先の2022年5月の日本特許庁の無効判断並びに日米発明者認定基準に関する日米乖離等に与える影響は計り知れない。

特に時を同じくして内容が不明瞭なままで和解契約で幕引きが図られたことで、今後の類似事件への対応をしない訳にはいかないと思われる。